

川島町クビアカツヤカミキリ駆除奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、埼玉県内に生息するクビアカツヤカミキリ（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるクビアカツヤカミキリをいう。以下同じ。）を駆除した者に対し、川島町クビアカツヤカミキリ駆除奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、クビアカツヤカミキリによる樹木等の被害の拡大を防止することを目的とする。

(交付対象事業)

第2条 奨励金の交付の対象となる事業は、埼玉県内に生息するクビアカツヤカミキリの成虫の駆除とする。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 埼玉県内に在住しているもの
- (2) 自らクビアカツヤカミキリの成虫の駆除を行ったもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していないもの

(奨励金)

第4条 奨励金は、駆除したクビアカツヤカミキリの成虫1匹につき100円を交付する。

(奨励金の交付申請、請求及び引き渡し)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川島町クビアカツヤカミキリ駆除奨励金交付申請書及び請求書（様式第1号）に駆除したクビアカツヤカミキリの死骸を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

3 奨励金の申請受付期間は、毎年6月1日から9月30日までとする。

(交付の取消し等)

第6条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付を取り消し、既に交付した奨励金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他町長の指示に従わないとき。

(遵守事項)

第7条 クビアカツヤカミキリを駆除しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 土地所有者の許可なく、私有地等に立ち入らないこと。
- (2) けがのないよう安全を確保してから駆除すること。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和8年6月1日から適用する。

(失効)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。